

【東洋法史】

受験番号		氏 名	
第一に、《史料A》《史料B》《史料C》をすべて、書き下すか、現代日本語に訳してください。 第二に、これらの史料を適切に利用して、唐律における謀殺、故殺、闘殺および過失殺の意義とそれらの相違について、簡潔に説明してください。 第三に、このような殺人の類型分類に関して、解答者独自の視点から論理的な批判を加えてください。 《史料A》（唐賊盜律9条）諸謀殺人者。徒三年。已傷者。絞。已殺者。斬。 《史料B》（唐闘訟律5条）諸闘毆殺人者。絞。以刃及故殺人者。斬。 《史料C》（唐闘訟律38条）諸過失殺傷人者。各依其狀。以贖論〔謂耳目所不及。思慮所不到。共举重物。力所不制。若乘高履危足跌。及因擊禽獸。以致殺傷之属。皆是〕。			